

浜松市立東部中学校 学校のいじめ防止等のための基本的な方針

1 はじめに

いじめは、被害にあった生徒の人としての誇りや尊厳を切り刻む許されない行為である。いじめに関係した生徒それぞれの自覚の有無に係わらず、その行為は時として命に係わる事態に進展する可能性もある。

学校では、これまでも「いじめはどの生徒にも起こりうる」、「どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる」、「いじめは見えにくいもの、発見されにくいものである」などのキーワードを基に、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けて色々な取り組みがなされてきた。平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」を受け、それらの取り組みを体系的にまとめたり、より計画的に実践したりするための基盤として、「学校のいじめ防止等のための基本的な方針」を示すこととした。

この方針に沿って、これまで以上に質の高い教育活動が本中学校区で展開されることを期待している。そして、生徒と保護者、教職員や地域の方々の心が耕され、諸問題に対し、それぞれが真摯に向き合いながら、前向きな姿勢で話し合える空気が醸成されることを期待している。

2 基本的な方向性

(1) いじめの定義

本校では、いじめ防止対策推進法第二条に則り、「いじめ」を次のように捉えることとする。

「いじめ」とは、当該生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの理解・考え方

生徒がいじめ加害に向かう要因には、「友人ストレッサー」、「競争的価値観」、「不機嫌・怒り・ストレス」などのものがある。ただし、そうした要因にプラスして、適当な相手（自分が勝てそうである、都合のよい口実やきっかけがある等）と適当な方法（簡単である、大人に見つかりにくい、見つかっても言い逃れができそうである等）がなければ、いじめ加害には及ばないと言われている。

代表的な加害行為は冷やかしたり嫌がらせ、陰口、無視、暴力行為などで、日常的にある些細なトラブルから触法行為まで多岐に渡る。そのような行為を執拗に繰り返されたり、複数の者からされたりすることで、被害を受けた生徒はいらだちや困惑、不安感、屈辱感、孤立感、恐怖感等が募り、時に死を選ぶほどまでに追い込まれることから、いじめを問題視していく必要がある。それらの行為は、気づかれずに見過ごされたり、気づかれても悪ふざけや軽度のトラブルと認識されて見逃されたりしやすい。表に現れた物理的、身体的な被害はもちろん、表には現れにくい心理的、精神的な被害も注意し、大きな問題として扱っていかうとする姿勢が大切である。さらに、どんな些細な予兆をも見逃さずに対処するという早期発見、早期対応の姿勢を重視していく必要もあると考える。

しかしながら、いじめ行為の多くは目に見えにくいこと、昨今のいじめ事案では被害者と加害者が短期間で入れ替わること等を考えれば、早期発見、早期対応にも限界がある。したがって、いじめの背景にストレスやその原因となる要因等が存在することに着目し、それらの改善を図ることによってきっかけとなるトラブルを減らしたり、その助長を防いだりするような未然防止の取り組みに力を注ぐことが有効であると考え。そのために、「いじめは絶対に許されない」という学校の雰囲気づくり、生徒個々の居場所づくり、人間関係づくりなどを意識した取り組みを行ってきたい。

東部中学校では、23年前にいじめを苦にして尊い命を絶った中学生がいた。その悲しい事件を風化させない、二度と繰り返さないためにも、その生徒の命日である2月5日前後を本校ではいじめについて考える日と定め、全校集会をはじめとするさまざまな取り組みを行ってきた。さらには、ピアサポート活動を教育課程の中に組み込むことで、生徒が互いに支えあえるような関

係性を築き、自分たちの問題を自分たちで解決していくような生徒の育成を図っている。そのような取り組みを通して、校区が目指す子ども像「自分の夢や目標に挑戦し続ける子ども」に向けて、これまで以上に体験活動や集団活動を充実させながら、他者と関わることや誰かの役に立てることに喜びを感じることでできる生徒を育てていきたい。また、合わせて生徒一人ひとりが人間関係のトラブルを回避したり、ストレスやプレッシャーをはねのけられたりするようにもさせていきたいと考えている。

3 いじめの防止等のための組織の設置

「学校のいじめ防止等のための基本的な方針」を実行する組織として、「いじめ対策委員会」を設置する。「いじめ対策委員会」は、下記の内容を行うものとする。

- ① いじめの未然防止・早期発見・早期対応に関する取り組みの企画や実施
- ② 計画した取り組みの進捗状況のチェックやその成果の検証
- ③ いじめ防止等に関する資質向上を目指した広報・研修活動等の実施
- ④ 「学校のいじめ防止等のための基本的な方針」の見直しや改善

いじめ対策委員会の構成及び実施		
構成員	委員長	校長
	副委員長	教頭、生徒指導主事、(いじめ対策コーディネーター)
	委員	主幹、各学年生活指導担当、養護教諭
	特別委員	スクールカウンセラー (SC)、スクールソーシャルワーカー (SSW) 浜松東警察署生活安全課 ※特別委員は必要に応じて招集する。
会議の実施	実施日時を学校の週日課に位置づけ原則毎週開催する。(年4回生徒を対象にアンケートを実施し、その結果について重点的に話し合う会議を実施する。)	

4 発見したいじめへの対応

(1) 基本的な考え方

いじめを発見した場合、通報を受けた場合には、「いじめ対策委員会」で組織的に対応する。まずは事実関係の把握を適切に行い、いじめとして対応すべき事案かを的確に判断してから対応にあたる。その際は、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては毅然とした態度で指導を行う。そして、謝罪や責任追及といった形式的な指導に重点を置くのではなく、被害・加害双方の生徒の社会性の向上・育成や人格の成長などに主眼を置いて指導を行う。

また、教職員全員の共通理解の下、保護者や地域の方々の協力を得るとともに、必要に応じて関係機関や専門機関と連携しながら対応を進めていく。

(2) いじめを発見した時、通報を受けた時の対応

いじめと疑われる行為を発見した場合、その場ですぐにその行為を止めさせ、事情の把握に努める。また、生徒や保護者、地域の方からの通報や相談があった場合は、それを真摯に受け止め、些細な兆候であっても早い段階から丁寧に対応をしていく。

いずれの場合も、いじめの被害生徒やそれを知らせてきた生徒の安全確保を優先するとともに、いじめ対策委員を中心に組織的に関係生徒から事情を聞き取り、事実関係の確認を行う。そこで確認した内容を受けて、解決に向けての効果的な手立てを打ち、早期解消を図る。そして、把握した事実やそれに対する指導については、浜松市教育委員会や被害・加害双方の保護者へ報告をする。

また、触法性のある行為については、浜松東警察署生活安全課、少年サポートセンター等にも相談し、関係する諸機関と連携した対応ができるように援助を求める。

(3) 被害生徒や保護者への支援

事実関係の聴取は、生徒の自尊感情、プライバシー等に十分配慮して行う。また、生徒の心理的不安の払拭を図り、安全確保を最優先に考えた対応や自尊感情を高めるような支援を行う。その

際は、親しい友人、教職員、家族、スクールカウンセラーなど、多くの人の協力を得ながら、被害生徒に寄り添い支える体制づくりに努めるとともに、必要に応じて加害生徒の別室指導や出席停止などの措置も考える。

保護者に対しては、事実関係の判明状況に加えて、加害生徒やその保護者の様子、いじめがあった集団の雰囲気等を適宜報告し、解決に向けての指導の方向性やその進捗状況を示す。それによって共通理解を図りながら、いじめの早期解消を目指す。

いじめの被害生徒やその保護者は、学校が加害生徒を指導したことで事態が悪化したり、報復されたりすることを恐れる状態に陥りやすい。これについては、学校側がいじめへの対応や指導方針、できることとできないこと、作用と反作用等について丁寧に説明し、それを理解や同意の上で指導にあたっていく。その際には、学校側の一方的な支援になって被害生徒や保護者が疑心暗鬼にならないように注意したい。

(4) 加害生徒や保護者への指導、助言

加害生徒からの事実関係の聴取は、一定の教育的配慮のもとに行う。一般的に、加害生徒には自らの行為に自覚がない場合も少なくないので、事実関係を明確にするとともに、当該生徒が抱える問題、家庭環境などのいじめ加害の背景にある要因にも目を向けながらも、自身の行為の責任を自覚させるようにする。

事実関係が判明した段階で、いじめの加害に至った背景や事情は共感的に理解し、当該生徒の心理的な孤立感や疎外感が生じないように配慮はするが、いじめの行為そのものに対して毅然とした態度で対応する。その際は、別室指導、出席停止、懲戒などの措置を視野に入れながら、当該生徒が自身の行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるように成長を促す指導を行う。

保護者に対しては、いじめ加害の事実を伝え、十分に理解と納得を得た上で、学校と連携していじめの早期解消を目指す取り組みに協力するよう求める。そこで、最も憂慮すべきことは、いじめの継続や被害拡大、再発である。この点については、学校が組織的に対応し、当該生徒とその保護者に継続的な指導と支援を行うことで、協力しながらいじめ行為の消失に努めていく。なお、いじめ加害の背景に、心理的、福祉的な要因が感じられた場合には、保護者の理解を得た上で必要に応じて外部の専門機関と情報共有し、連携しながらその要因の改善を目指していく。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめの行為そのものに関係していなくても、その事実を見たり聞いたりしていたと考えられる生徒には、事案に応じて最も適切な方法（個別の聞き取り、記述式の調査等）で聴取する。また、いじめに関係した生徒のみではなく、いじめが起きた集団全体への働きかけも行う。ここでは、無意識にいじめに同調する態度やいじめの行為を黙認する姿勢は、いじめに加担していることと同じであることを理解させる。さらに、いじめの未然防止や早期解消には、望ましい人間関係の構築や健全な集団づくりが大切であることも訴えかけたい。

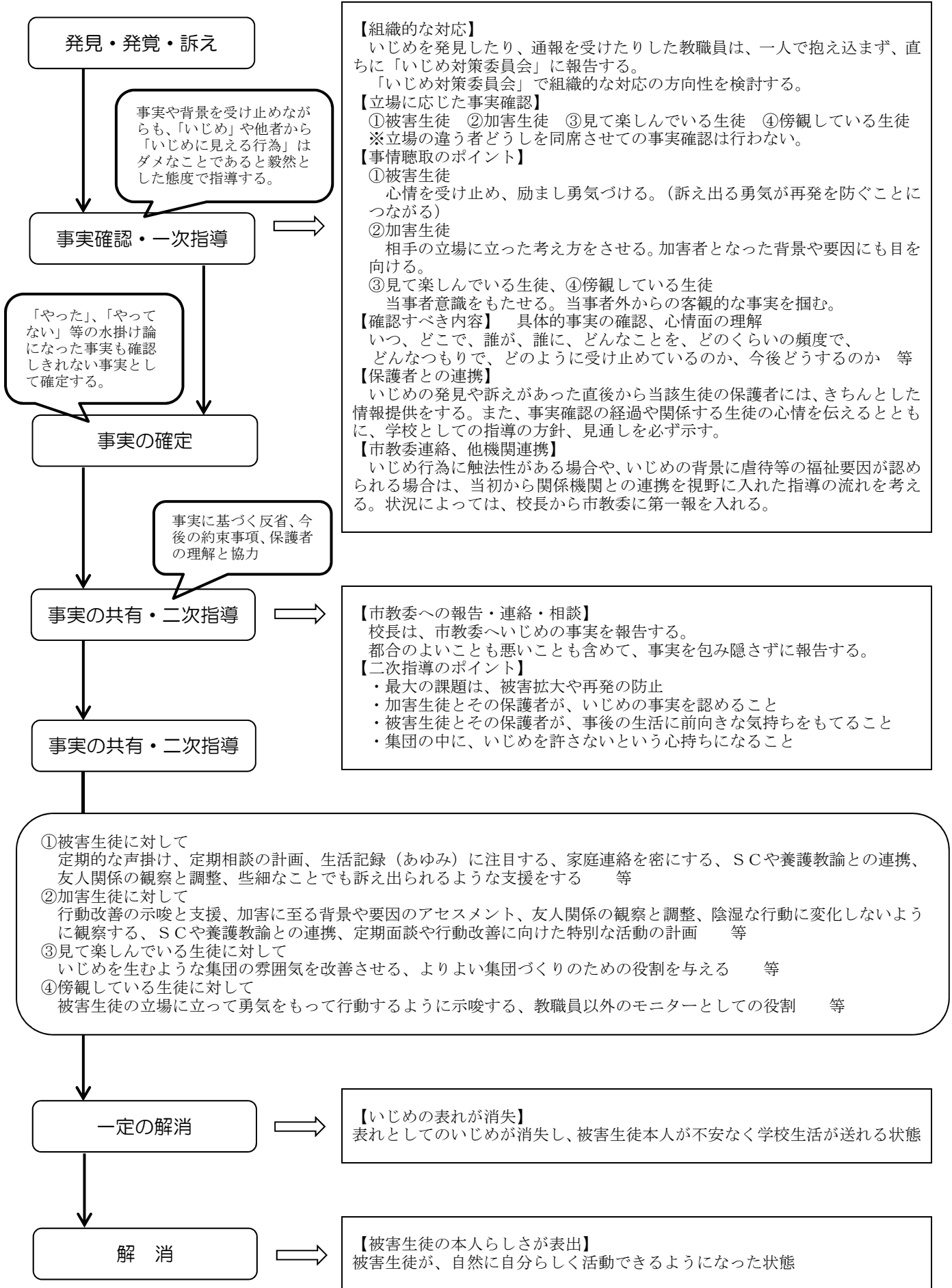
「いじめ対策委員会」では、指導後も継続的に生徒の様子に注視するとともに、すべての生徒が集団の一員として、互いに尊重し、認め合う人間関係が構築できるように、継続的に集団の成長を促す指導を行っていく。

(6) インターネット上のいじめへの対応

いじめ行為の一つとして、インターネット上に不適切な書き込み、画像や動画の掲載等があった場合には、それを行った生徒の特定を早急に行い、生徒本人とその生徒にネット環境を提供した保護者に、その書き込みや画像、動画の削除を強く要請する。しかし、その特定に時間がかかったり、難しかったりした場合、不特定多数の者からの書き込みがあった場合などは被害の拡大を避けるために、早急に浜松市教育委員会と連携してプロバイダ等への削除の依頼をする。また、犯罪性のある書き込み等については、浜松東警察署生活安全課に通報し、適切な援助を求める。

動画共有サイト、コミュニティサイト、SNS等（LINE、Twitter、MixChannel、TwitCasting、YouTube など、多種多様なものがある）を利用したいじめについては、大人の目に触れにくく、発見も困難である。そこで、生徒だけでなく保護者も対象にした情報モラル教育を計画的に行い、インターネット利用の利便性とその弊害についての正しい知識を身につけてもらうことで、インターネット上で行われるいじめの未然防止の意識化を図っていきたい。

(7) いじめ対応の流れ



5 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

国や浜松市の「いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、重大事態とは下記のような場合をいう。

- ① いじめにより、生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・生徒が自殺を企画した場合
 - ・生徒が精神性の疾患を発症した場合
 - ・生徒が身体に重大な傷害を負った場合
 - ・生徒が金銭を奪い取られた場合
- ② いじめが原因で、生徒が相当の期間（年間30日程度）、学校を欠席している疑いがある、または、いじめが原因で、一定期間連続で欠席しているとき
- ③ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

(2) 対処の流れ

学校が重大事態を感知した場合、学校の「いじめ対策委員会」を通じて、ただちに浜松市教育委員会に報告し、その指示を仰ぐ。また、教育委員会を通じて市長に報告する。

浜松市教育委員会は、浜松市の「いじめ防止等のための基本的な方針」に則り、速やかに「いじめ対策専門家チーム」を招集して、事実関係を明確にするための調査を開始することとなっている。そして、浜松市の「いじめ防止等のための基本的な方針」では、学校がいじめの被害生徒やその保護者に行う調査や情報提供を指示・監督し、「いじめ対策専門家チーム」の見立てや判断を生徒や保護者に適切に情報提供することとなっている。

また、市長は、必要に応じて附属機関を設けるなどして重大事態の再調査を行うことがあり、市長の権限及び責任において、当該学校への重点的な支援、生徒指導専任の教職員の配置、心理・福祉等の外部専門家の派遣等の措置がとられる場合もある。

※詳細は、浜松市の「いじめ防止等のための基本的な方針」による